

施設の維持管理方法

別紙 1

作業時間	24時間連続運転				
受入物の確認	ごみピット内にて確認を行います。				
計 量	計量機により計量します。				
投入方法	ごみクレーンにより投入します。「基準書二イ」				
点 検	施設の機能を維持管理するため各機器に日常（2回/日）又は定期的に点検を実施している。				
稼働時間の管理	下段に示す維持管理体制に基づき、廃棄物処理施設技術管理者を配置し、事務分担により施設の適正な維持管理に努める。				
維持管理体制	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">処理責任者</td> <td>乙訓環境衛生組合 ごみ処理施設担当課長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">技術管理者</td> <td>乙訓環境衛生組合 ごみ処理施設担当職員</td> </tr> </table>	処理責任者	乙訓環境衛生組合 ごみ処理施設担当課長	技術管理者	乙訓環境衛生組合 ごみ処理施設担当職員
	処理責任者	乙訓環境衛生組合 ごみ処理施設担当課長			
	技術管理者	乙訓環境衛生組合 ごみ処理施設担当職員			
<p style="text-align: center;">○施設の管理体制</p> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">乙訓環境衛生組合 管理者</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">ごみ処理施設担当課長</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">廃棄物処理施設 技術管理者 (ごみ処理施設)</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">ごみ処理施設担当課</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">施設の維持管理 (事務分担は組合規則による。)</div> </div> <p style="text-align: center;">○異常時の措置（連絡体制）</p> <p style="text-align: center;">軽微な故障については、ごみ処理施設担当課で対応し 焼却炉の重大な故障等は下記の連絡体制で対応する。</p> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">ごみ処理施設担当課</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">廃棄物処理施設 技術管理者 (ごみ処理施設)</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">ごみ処理施設担当課長</div> </div>					
管理体制図					

一般廃棄物処理施設(150t炉)の維持管理の技術上の基準
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五)

項目	基準	当該施設における対応
一	施設へのごみの投入は、当該施設的能力を超えないように行うこと。	当該施設の一日当たりの最大処理能力を超えないように焼却処理を行います。
二 イ	ピット・クレーン方式によつて燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	ごみはクレーンにて、ピット内のごみを常時均一に混合します。
ロ	燃焼室へのごみ投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。	燃焼室へのごみの投入は、投入ホップにおいて、ごみ自身によるマテリアルシールを行うことにより、外気と遮断した状態で、燃焼室へ定量ずつ、連続的に行います。
ハ	燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保つこと。	燃焼室内の燃焼ガスの温度は摂氏八百度以上で運転を行います。
ニ	焼却灰の熱しやく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあつては、この限りでない。	焼却灰の熱しやく減量が十パーセント以下となるように焼却します。
ホ	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させることにより、炉温を速やかに上昇させます。
ヘ	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させることにより、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くします。
ト	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	燃焼室内に温度計を設置し、燃焼ガスの温度を連続的に測定します。また、記録装置を設け記録します。
チ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。	燃焼ガス温度は、摂氏二百度以下に冷却減温するとともに、燃焼ガス温度を連続的に測定し、記録します。
リ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度(チのただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。	集じん器入口ダクト部に温度計を設置し、流入する燃焼ガス温度を連続的に測定し、記録します。
ヌ	冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。	ばいじんは、スートブロワにより除去します。
ル	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であつて、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を三月に一回以上測定し、かつ、記録するものにあつては、この限りでない。	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却します。
ヲ	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ記録すること。	煙突につながる煙道に、一酸化炭素濃度測定装置を設置し、排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、記録します。
ワ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第二の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が5ng-TEQ/m ³ (NTP)以下となるようにごみを焼却します。

項目	基準	当該施設における対応
カ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物)を二ヶ月に一回以上測定し、記録します。
ヨ	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないように、下記の装置を設置します。 ①ばいじん除去:ろ過式集じん器 ②塩化水素、硫黄酸化物除去:薬剤定量供給機 ③ダイオキシン類除去:ろ過式集じん器 排ガス排出達成数値を4頁に示します。
タ	煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	該当しません。
レ	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第四条第一項第七号チのただし書の場合にあつては、この限りでない。	当該施設において生じたばいじんについては、灰固化処理設備にて重金属等の溶出防止剤(キレート)を用いて処理します。焼却灰については、ばいじんと分離し貯留します。
ソ	ばいじん又は焼却灰の熔融を行う場合にあつては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。	該当しません。
ツ	ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、焼成炉中の温度を摂氏千度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	該当しません。
ネ	ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	発生したばいじんは、混練機にてキレート剤及び水と均一に混合します。
フ	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	火災の発生を防止するためにごみピットに火災検知器を設置する他、各室にも火災検知器を設置し、中央制御室にて常時監視を行う他、消火器や消火設備を備えます。
三	ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設にあつては、次のとおりとする。 以下省略	該当しません。
四	ばいじん又は焼却灰の処理施設にあつては第二号ヨ、ソ、ツ及びネの規定の例による。	該当しません。
五	高速堆肥化処理施設にあつては、発酵槽の内部を発酵に適した状態に保つように温度及び空気量を調整すること。	該当しません。
六	破碎施設にあつては、次のとおりとする。 以下省略	該当しません。
七	ごみ運搬用パイプライン施設にあつては、次のとおりとする。 以下省略	該当しません。
八	選別施設にあつては、選別によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講じること。	該当しません。

項目	基準	当該施設における対応
九	固形燃料化施設にあつては、第二号ヨ及びフの規定の例によるほか、次のとおりとする。 以下省略	該当しません。
十	ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	ごみピットは建屋内に設置され、外部と仕切られたプラントホームからごみピットへごみを投入することによりごみの飛散を防止します。また、ごみピット内の空気を燃焼空気として使用することにより、ごみピット内を負圧とし、悪臭の発散を防ぐとともに、屋外への悪臭防止措置として車両進出入口にエアシャワーカーテンを設けています。
十一	蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	薬液噴霧装置を設置し、ごみピット内への薬液噴霧を行うことにより蚊、はえ等の発生防止に努める他、構内の清潔を保持します。
十二	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	騒音及び振動を発生する発生源に対して、ラギング等の適正な防音装置をその騒音、振動レベルに応じて設置する他、騒音の大きな機器は専用室に収納し、周囲の生活環境を損なわないものとします。
十三	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。	ごみ処理施設から出るプラント排水については、既設排水処理設備で処理を行った後、既設焼却炉のガス冷却水として再利用し、無放流とします。また、ごみピット汚水についてははる過後、ごみピット内等へ噴霧し処理を行います。
十四	前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。	施設の機能を維持するために必要な点検、整備を行う等の措置を講じる他、定期的に機能検査並びにばい煙、水質に関する検査を行います。
十五	市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。	当該施設の設置に係る維持管理は、乙訓環境衛生組合にて行います。
十六	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置(法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。)の記録を作成し、三年間保存すること。	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を三年間保存します。

公害防止基準(150t炉)

1. ごみ質、灰の熱しゃく減量

項目	達成数値	基準値	測定頻度
ごみ質	—	—	1回/4ヶ月
焼却残渣の熱しゃく減量	10%以下	10%以下 (注)	1回/2ヶ月

注) 焼却残渣の熱しゃく減量は、一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準による。

2. 排ガス基準

大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法により、次の基準値以下とします。

項目	達成数値	基準値	測定頻度
ばいじん濃度	0.02g/m ³ N以下	0.15g/m ³ N以下	1回/2ヶ月
塩化水素濃度	50 ppm以下	430 ppm以下	1回/2ヶ月
硫黄酸化物 (K値)	2.34	2.34	1回/2ヶ月
窒素酸化物濃度	150 ppm以下	250 ppm以下	1回/2ヶ月
一酸化炭素濃度	100 ppm以下 (1時間平均値)	なし	1回/2ヶ月
ダイオキシン類	5ng-TEQ/m ³ N以下	5ng-TEQ/m ³ N以下	1回/年

注1) K値を除く数値は、酸素濃度を12%に換算した時の濃度を示す。

一般廃棄物処理施設(3号炉)の維持管理の技術上の基準
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五)

項目	基準	当該施設における対応
一	施設へのごみの投入は、当該施設的能力を超えないように行うこと。	当該施設の一日当たりの最大処理能力を超えないように焼却処理を行います。
二 イ	ピット・クレーン方式によつて燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	ごみはクレーンにて、ピット内のごみを常時均一に混合します。
ロ	燃焼室へのごみ投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。	燃焼室へのごみの投入は、投入ホップにおいて、ごみ自身によるマテリアルシールを行うことにより、外気と遮断した状態で、燃焼室へ定量ずつ、連続的に行います。
ハ	燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保つこと。	燃焼室内の燃焼ガスの温度は摂氏八百度以上で運転を行います。
ニ	焼却灰の熱しやく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあつては、この限りでない。	焼却灰の熱しやく減量が十パーセント以下となるように焼却します。
ホ	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させることにより、炉温を速やかに上昇させます。
ヘ	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させることにより、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くします。
ト	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	燃焼室内に温度計を設置し、燃焼ガスの温度を連続的に測定します。また、記録装置を設け記録します。
チ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。	燃焼ガス温度は、おおむね摂氏二百度以下に冷却減温するとともに、燃焼ガス温度を連続的に測定し、記録します。
リ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度(チのただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。	集じん器入口ダクト部に温度計を設置し、流入する燃焼ガス温度を連続的に測定し、記録します。
ヌ	冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。	ばいじんは、スートブロワにより除去します。
ル	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であつて、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を三月に一回以上測定し、かつ、記録するものにあつては、この限りでない。	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却します。
ヲ	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ記録すること。	煙突につながる煙道に、一酸化炭素濃度測定装置を設置し、排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、記録します。
ワ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第二の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が0.1ng-TEQ/m ³ (NTP)以下となるようにごみを焼却します。

項目	基準	当該施設における対応
カ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物)を二ヶ月に一回以上測定し、記録します。
ヨ	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないように、下記の装置を設置します。 ①ばいじん除去:ろ過式集じん器 ②塩化水素、硫黄酸化物除去:薬剤定量供給機 ③ダイオキシン類除去:ろ過式集じん器 排ガス排出達成数値を4頁に示します。
タ	煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	該当しません。
レ	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第四条第一項第七号チのただし書の場合にあつては、この限りでない。	当該施設において生じたばいじんについては、灰固化処理設備にて重金属等の溶出防止剤(キレート)を用いて処理します。焼却灰については、ばいじんと分離し貯留します。
ソ	ばいじん又は焼却灰の熔融を行う場合にあつては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。	該当しません。
ツ	ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、焼成炉中の温度を摂氏千度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	該当しません。
ネ	ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	発生したばいじんは、混練機にてキレート剤及び水と均一に混合します。
フ	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	火災の発生を防止するためにごみピットに火災検知器を設置する他、各室にも火災検知器を設置し、中央制御室にて常時監視を行う他、消火器や消火設備を備えます。
三	ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設にあつては、次のとおりとする。 以下省略	該当しません。
四	ばいじん又は焼却灰の処理施設にあつては第二号ヨ、ソ、ツ及びネの規定の例による。	該当しません。
五	高速堆肥化処理施設にあつては、発酵槽の内部を発酵に適した状態に保つように温度及び空気量を調整すること。	該当しません。
六	破碎施設にあつては、次のとおりとする。 以下省略	該当しません。
七	ごみ運搬用パイプライン施設にあつては、次のとおりとする。 以下省略	該当しません。
八	選別施設にあつては、選別によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講じること。	該当しません。

項目	基準	当該施設における対応
九	固形燃料化施設にあつては、第二号ヨ及びフの規定の例によるほか、次のとおりとする。 以下省略	該当しません。
十	ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講じること。	ごみピットは建屋内に設置され、外部と仕切られたプラットフォームからごみピットへごみを投入することによりごみの飛散を防止します。また、ごみピット内の空気を燃焼空気として使用することにより、ごみピット内を負圧とし、悪臭の発散を防ぐとともに、屋外への悪臭防止措置として車両進出入口にエアシャワーカーテンを設けています。
十一	蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	薬液噴霧装置を設置し、ごみピット内への薬液噴霧を行うことにより蚊、はえ等の発生防止に努める他、構内の清潔を保持します。
十二	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	騒音及び振動を発生する発生源に対して、ラギング等の適正な防音装置をその騒音、振動レベルに応じて設置する他、騒音の大きな機器は専用室に収納し、周囲の生活環境を損なわないものとします。
十三	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。	ごみ処理施設から出るプラント排水については、排水処理設備で処理を行った後、焼却炉のガス冷却水として再利用し、無放流とします。また、ごみピット汚水についてはろ過後、ごみピット内へ噴霧し処理を行います。
十四	前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。	施設の機能を維持するために必要な点検、整備を行う等の措置を講じる他、定期的に機能検査並びにばい煙、水質に関する検査を行います。
十五	市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。	当該施設の設置に係る維持管理は、乙訓環境衛生組合にて行います。
十六	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置(法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。)の記録を作成し、三年間保存すること。	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を三年間保存します。

公害防止基準(3号炉)

1. ごみ質、灰の熱しゃく減量

項目	達成数値	基準値	測定頻度
ごみ質	—	—	1回/4ヶ月
焼却残渣の熱しゃく減量	10%以下	10%以下 (注)	1回/2ヶ月

注) 焼却残渣の熱しゃく減量は、一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準による。

2. 排ガス基準

大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法により、次の基準値以下とします。

項目	達成数値	基準値	測定頻度
ばいじん濃度	0.01g/m ³ N以下	0.08g/m ³ N以下	1回/2ヶ月
塩化水素濃度	50 ppm以下	430 ppm以下	1回/2ヶ月
硫黄酸化物 (K値)	2.34	2.34	1回/2ヶ月
窒素酸化物濃度	150 ppm以下	250 ppm以下	1回/2ヶ月
一酸化炭素濃度	100 ppm以下 (1時間平均値)	なし	1回/2ヶ月
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ N以下	1ng-TEQ/m ³ N以下	1回/年

注1) K値を除く数値は、酸素濃度を12%に換算した時の濃度を示す。